

【韓国】 ハーグ国際児童奪取条約の履行に関する法律の制定

海外立法情報課・藤原 夏人

* 2013年3月1日、韓国において、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)が発効した。「ハーグ国際児童奪取条約の履行に関する法律」も同日施行された。

1 背景と経緯

1983年、国際結婚の破綻による国境を越えた子どもの連れ去り等に対応するため、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下「ハーグ条約」)が発効した。ハーグ条約は、子を一方の親による不法な国外への連れ去り等から保護し、原則として子が常居所を有していた国(常居所地国)に迅速に返還すること等を規定している。

韓国はハーグ条約の非締約国であったが、近年の国際結婚の増加に伴い、韓国でも連れ去り事案が問題となってきたことから、政府は2009年以降、ハーグ条約加入に向けた準備作業を進め、2011年12月27日、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約加入同意案」を国会に提出した。同案は翌2012年2月27日に国会本会議で可決され、国会の同意を得た。また、政府は2011年12月30日にハーグ条約の国内実施法案を国会に提出したが、第18代国会(2008.5~2012.5)の任期満了に伴い一旦廃案となった。2012年10月24日、政府により改めて法案が提出され、同年12月11日、「ハーグ国際児童奪取条約の履行に関する法律」(以下「履行法」)が制定された。

2 履行法の概要

履行法は本則17条及び附則2条から成る。概要は次のとおりである。

・中央当局の指定

韓国の中央当局(各締約国の返還手続の窓口となる機関)は、法務部長官(法務大臣に相当)とする(第4条)。

・韓国に不法に連れ去られた子の返還支援等の申請

韓国への子の不法な連れ去り又は留置により、ハーグ条約の規定による養育権又は面接交渉権が侵害された者は、法務部長官に子の所在地の発見、関連国内法に関する情報提供その他ハーグ条約で規定された支援を申請することができる(第5条第1項)。なお、法務部長官に提出する書類のうち、英語以外の外国語書類について、韓国語の翻訳文の添付が困難なときは英訳文で代用することができる(第16条)。

・紛争の友好的解決等

法務部長官が第5条第1項の規定による申請を受けたときは、子の連れ去り等に関連した紛争の友好的解決又は子の自発的返還のため、ハーグ条約で定めるところにより、必要な措置を講ずることができる(第6条)。

・子の不法な連れ去り又は留置の事実の通知

法務部長官又は養育権の侵害を理由に第5条第1項の規定による申請を行った者は、本案裁判（子の養育権をめぐる韓国内の裁判）の中止のため、当該裁判所に、子の不法な連れ去り又は留置の事実を通知することができる。当該裁判所は、第12条第1項の規定による子の返還請求が棄却された場合等を除き、本案裁判を中止する（第7条）。

・他の締約国へ連れ去られた子の返還申請等の支援

法務部長官は、他の締約国への不法な連れ去り又は留置によりハーグ条約の規定による養育権又は面接交渉権が侵害された者が子の返還支援の申請等を行った場合、子の所在する国の中央当局への支援申請書の伝達等の支援を行うことができる（第8条）。

・関係機関に対する協力要請

法務部長官は、第5条第1項の規定による支援、第8条の規定による支援等がハーグ条約の実施に必要なときは、関係中央行政機関、地方公共団体、法院行政処（最高裁判所事務総局に相当）等の長に関連資料の提出等の協力を要請することができる。当該要請を受けた長は、原則として協力しなければならない（第9条）。

・裁判手続

ハーグ条約の規定による子の返還請求事件は、ソウル家庭法院（家庭裁判所に相当）の専属管轄とする（第11条）。子の韓国への不法な連れ去り又は留置により、ハーグ条約で定める養育権が侵害された者は、裁判所（ソウル家庭法院）に子の返還を請求することができる（第12条第1項）。子の返還請求事件について、条約、履行法及び大法院規則（最高裁判所規則に相当）に定めがない事項は、家事訴訟法の規定による家事非訟事件の規定を準用する（第12条第2項）。

裁判所は、①子の不法な連れ去り又は留置から1年が経過し、子がすでに新しい環境に適応している場合、②子の連れ去り又は留置が行われた当時、子を保護する者が実際に養育権を行使していなかった場合又は子を保護する者が同意・追認した場合、③子の返還により、子が肉体的又は精神的に危険にさらされ、又はその他の耐え難い状況に置かれる重大な危険がある場合、④子が返還に異議を申し立て、かつ子の意見を考慮することが適切である年齢及び成熟度に達したと認められる場合、⑤子の返還が韓国の人権及び基本的自由の保護に関する基本原則に反する場合には、子の返還請求を棄却することができる（第12条第4項）。

裁判所は、ハーグ条約の規定による子の返還を履行すべき者が、正当な理由なく義務を履行しないときは、期限を定めて義務の履行を命ずることができる（第13条第1項）。命令に違反した者は、1千万ウォン以下の過料が課される（第13条第2項）。更に命令に従わない場合は、30日以内の監置を命ずることができる（第13条第3項）。

参考文献(インターネット情報は2013年6月19日現在である。)

- ・鳥澤孝之「国際的な子どもの連れ去り-「ハーグ条約」の批准をめぐる-」『レファレンス』735号, 2012.4, pp.55-83. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3488877_po_073504.pdf?contentNo=1>
- ・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>> (外務省サイト)
- ・「의안정보시스템」(議案情報システム) <<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>>